

瀬戸市中心市街地活性化事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地における市街地の整備改善等に寄与する事業（以下「中心市街地活性化事業」という。）を行う者（以下「施行者」という。）に対し、中心市街地活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中心市街地活性化の目標像である「瀬戸・くらしミュージアム 一せともの文化と出会うまちづくり」の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 良好なまちなみ形成方策等策定事業 市街地再開発事業（組合施行、個人施行、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号）による街なみデザイン推進事業又はこの要綱に従って行われる良好なまちなみ形成方策等の策定をいう。
- (2) 協議会活動事業 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年4月1日付け建設省住整発第27号）による協議会活動をいう。
- (3) 街なみ整備助成事業 街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年4月1日付け建設省住整発第27号）による街なみ整備助成事業をいう。
- (4) まちづくり協議会活動事業 良好なまちなみ形成方策等策定事業及び街なみ環境整備事業を推進する協議会活動をいう。
- (5) 施行者 次に掲げる者をいう。
 - ア 良好なまちなみ形成方策等策定事業を行う地域住民及び商店街振興組合等による協議会等の組織
 - イ 街なみ環境整備事業に基づいて活動する地域住民等による協議会等の組織
 - ウ 街なみ整備助成事業の対象事業を施行する者
 - エ 良好なまちなみ形成方策等策定事業及び街なみ環境整備事業を推進する地域住民及び商店街振興組合等による協議会等の組織

(対象区域)

第3条 中心市街地活性化事業の対象区域は、瀬戸市中心市街地商業等活性化基本計画（平成11年3月15日策定）で定める区域内及び炎護路協定区域内とする。

(補助対象)

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 良好なまちなみ形成方策等策定事業に係る補助対象事業
 - ア 集会、講習会、研究会等の開催
 - イ 報告書、パンフレット等の作成
 - ウ コンサルタント等への謝礼、委託
 - エ 先進地視察
 - オ その他市長が必要と認めるもの

- (2) 協議会活動事業に係る補助対象事業
 - ア 集会、講習会、研究会等の開催
 - イ 報告書、パンフレット等の作成
 - ウ コンサルタント等への謝礼、委託
 - エ 先進地視察
 - オ その他市長が必要と認めるもの
- (3) 街なみ整備助成事業に係る補助対象事業
 - ア 門、塀等移設
 - イ 修景施設整備
 - ウ 共同建替等共同施設整備
- (4) まちづくり協議会活動事業に係る補助対象事業
 - ア 集会、講習会、研究会等の開催
 - イ 報告書、パンフレット等の作成
 - ウ コンサルタント等への謝礼、委託
 - エ 先進地視察
 - オ その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 この要綱に基づく補助金の額は、次に掲げるもので、予算の範囲内において交付するものとする。(額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- (1) 良好なまちなみ形成方策等策定事業 補助対象事業に要する費用の3分の2以内の額で、50万円を限度とする。ただし市街地再開発事業(組合施行、個人施行、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社施行)等に係る国庫補助採択基準及び実施要領(昭和63年5月30日付け建設省住街発第34号)に定めるまちなみデザイン推進事業及び愛知県まちなみデザイン推進事業費交付要綱に従って行われる事業である時の限度額については、この限りではない。
- (2) 協議会活動事業 補助対象事業に要する費用の3分の2以内の額で、50万円を限度とする。ただし、街なみ環境整備事業制度要綱(平成5年4月1日付け建設省住整発第27号)及び街なみ環境整備事業費補助金交付要領(平成5年4月1日付け建設省住整発第38号)に従って行われる事業であるときの限度額については、この限りではない。
- (3) 街なみ整備助成事業 補助対象事業に要する費用の3分の2以内の額で、100万円を限度とする。
- (4) まちづくり協議会活動事業 補助対象事業に要する費用の1年度における合計額で、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定書(様式第2号)により、施行者に通知するものとする。

2 前項において、施行者が国及び県の補助金の交付決定通知を受け、市長が施行者に対し補助金を交付する場合には、国及び県の補助金の交付の内容及びこれに付された条件を付して、補助金交付決定書（様式第2号）により、施行者に通知するものとする。

3 前条の施行者は別表1の定めるところにより市町村税の滞納がない旨を証する証明書等を補助金交付申請書と併せて提出しなければならない。なお、市町村税の滞納がある場合は、補助金の交付は行わないものとする。

（事業の変更等）

第8条 施行者は、補助を受ける事業を変更又は中止するときは、補助金事業変更・中止承認申請書（様式第3号）により、市長に承認を受けなければならない。

（変更等の承認）

第9条 市長は、補助金事業変更・中止承認申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金事業変更・中止承認通知書（様式第4号）により、施行者に通知するものとする。

（完了期限）

第10条 施行者は、補助対象となる事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

（事業完了期日の変更）

第11条 施行者は、補助対象となる事業が期日までに完了しない場合は、すみやかに補助金事業完了期日変更報告書（様式第5号）を提出し、市長の指示を受けなければならない。

（遂行命令等）

第12条 市長は、必要があると認めたときは、施行者に対し報告を求め、又は職員に実地検査させ、必要な指示をすることができる。

2 市長は、施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、施行者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、施行者が前項の命令に違反したときは、施行者に対し、事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（実施報告）

第13条 施行者は、補助金事業が完了したときは、事業完了の日から起算して15日以内、又は4月10日のいずれか早い期日までに補助金事業完了実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、補助金事業完了実績報告書を受理した場合は、その内容を検査し、適当と認めたときは、施行者の補助金請求書（様式第7号）による請求に基づき、補助金を交付するものとする。ただし、市長が事業の運営上必要と認めたときは、交付決定額の範囲内において施行者の補助金概算払請求書（様式第8号）による請求に基づき、概算払いにより交付することができる。

(交付決定の取消)

第 15 条 市長は、次に掲げる要件に該当したときには、施行者に対し、補助員の交付の決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づき提出された補助金交付申請書等の内容に虚偽があったとき
- (2) 施行者が法令に違反する行為を行ったとき
- (3) 第 12 条の規定により事業の遂行の一時停止を命じる場合において、施行者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させる措置を期日までに執らないとき
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(帳簿類の整備)

第 16 条 施行者は、中心市街地活性化事業に係る収支等を明らかにした帳簿類を備え、随時提出できるようにしなければならない。

2 施行者は、前項に定める帳簿類を中心市街地活性化事業が完了した会計年度の末日から起算して 10 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱及び次に掲げる国及び県の定める要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

- (1) 良好なまちなみ形成方策等の策定 市街地再開発事業（組合施行、個人施行、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和 63 年 5 月 30 日付け建設省住街発第 34 号）に定めるまちなみデザイン推進事業及び愛知県まちなみデザイン推進事業費交付要綱
- (2) 協議会活動事業 街なみ環境整備事業制度要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住街発第 27 号）、街なみ環境整備事業費補助金交付要領（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 38 号）及び街なみ環境整備事業事務処理要領（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 39 号）
- (3) 街なみ整備助成事業 街なみ環境整備事業制度要綱（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 27 号）、街なみ環境整備事業費補助金交付要領（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 38 号）及び街なみ環境整備事業事務処理要領（平成 5 年 4 月 1 日付け建設省住整発第 39 号）

附 則

この要綱は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第7条第3項関係）

区分	提出を要する者	提出書類
申請者が個人の場合	申請者 なお、申請者が共有など複数の場合は、共有者全員	納税証明書等住所地に市町村税の滞納がない旨確認できる証明書
申請書が法人の場合	法人及び当該法人の代表者	法人にあつては、納税証明書等法人所在地に市町村税の滞納がない旨確認できる証明書 当該法人の代表者にあつては、納税証明書等住所地に市長村税の滞納がない旨確認できる証明書
申請者が任意の団体の場合	団体を構成する者全員	納税証明書等住所地に市町村税の滞納がない旨確認できる証明書